

第 2 次甲州市総合計画策定方針

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の名称	1
3	計画の性格と役割	2
	役割 1 市民と行政が未来を共有し、協働で取り組む計画	2
	役割 2 まちの魅力とブランド力を高める計画	2
	役割 3 行政の経営指針として活用できる計画	2
	役割 4 国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画	2
4	計画の点検・評価	2
5	計画の構成	3
	(1) 基本構想	3
	(2) 基本計画	3
	(3) 実施計画	3
6	計画の策定体制	4
	(1) 市民の参加体制	4
	(2) 審議会の設置	4
	(3) 庁内の策定体制	4
7	計画の策定	5
8	総合計画策定スケジュール	6
9	庁内等の策定体制	7
	甲州市総合計画策定委員会設置規程	8

1 計画策定の趣旨

平成 17 年 11 月 1 日に誕生した本市は、平成 20 年 3 月に「第 1 次甲州市総合計画」を策定し、目指す将来像を「豊かな自然歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち甲州市」と定め、その実現に向けての取り組みを進めています。また、将来の本市にふさわしい魅力あるまちづくりを、市民総参加で推進しているところです。

しかしながら、わが国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとするさまざまなリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する市民意識の高まりなど、本市を取り巻く環境は、大きく変化しています。また、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりなど、本市に期待される役割は、ますます大きくなっています。

このような厳しい環境の中、本市においても、さらに自立し、持続的な発展が可能となるよう、地域特性や資源を最大限に活かすとともに、市民と行政が協働により各種の政策課題を解決するための仕組みづくりや自主的・主体的な政策展開を可能にする行政経営能力の向上を進めていく必要があります。

一方、平成 23 年 5 月には地方自治法の一部が改正され、市町村の基本構想の策定に係る義務付けが廃止され、市町村の基本構想の策定は、各自治体の判断によるものとされました。

しかし、基本構想を含む総合計画は、従来から市の総合的かつ計画的な行財政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、今後も市の最上位計画としての位置づけは変わらないものとし、市民、議会、行政の共有の計画として、市民主体により、計画を策定していくこととします。

このような背景の中、本市では、これまでのまちづくりを継承するとともに、まちづくり全体を総合的にデザインし、今後のまちづくり及び将来像を市民と共有するために、第 2 次甲州市総合計画を策定するものです。

2 計画の名称

計画の名称は「第 2 次甲州市総合計画」とします。

3 計画の性格と役割

本計画は、本市の総合的かつ計画的な行政経営を推進するための最上位計画として位置づけ、計画の役割は以下のとおりとします。

役割 1 市民と行政が未来を共有し、協働で取り組む計画

甲州市のまちづくりの手引書として、今後のまちづくりの方向性と必要な施策を市民にわかりやすく示し、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための計画とします。

役割 2 まちの魅力とブランド力を高める計画

地方創生の動きをとらえ、地域の個性と資源のさらなる活用を図り、甲州市の魅力向上とブランド力を高める計画とします。

役割 3 行政の経営指針として活用できる計画

地方分権時代にふさわしい持続可能な地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために、行政経営の総合指針として簡素で管理しやすい計画とします。

役割 4 国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画

国や県、東山梨行政事務組合等の広域的な行政との連携や市の他部門の計画との整合性が確保された計画とします。特に平成 27 年度に策定した「甲州市人口ビジョン」及び「甲州市まち・ひと・しごと創成総合戦略」については、少子高齢化に伴う人口減少が最大の課題であると捉えられることより、整合性を明確にした計画とします。

4 計画の点検・評価

本計画は、行政のすべての取り組みを推進する指針を示す性格を有しており、全体の取り組みの中から優先順位や重点化を行う行政経営の指針として活用することになります。そこで、将来像実現に向けた主要施策に成果目標を設定し、「計画 (Plan) →実施 (Do) →点検・評価 (Check) →見直し (Action)」という行政評価サイクルの確立に向けた仕組みを取り入れた計画とします。

計画に基づく施策や事業の執行後の点検により成果を評価するとともに、市民にわかりやすく公表し、市民参画も図るなど、説明責任を果たし、限られた財源の中で予算と連動した、より効果的な事業を選択できる実効性のある計画を目指します。

市民参画も含めたPDCAサイクルイメージ

	庁内	外部（市民参画）
P L A N	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の立案 ○予算編成 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定段階の参画 〔会議・市民意識調査等〕 ○審議会による協議
D O	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施 ○市民活動への助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○主体的な活動の展開
C H E C K	<ul style="list-style-type: none"> ○施策評価、事務事業評価等の実施 ○評価結果の市民への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○評価結果に対する課題提起
A C T I O N	<ul style="list-style-type: none"> ○評価結果による事業改善・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○改善策の提案

5 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の特性や市民ニーズの動向、社会経済動向を総合的に勘案し、本市が目指す将来像と、それを実現するための基本目標及び施策の大綱等を示すものであり、平成30年度(2018年度)を初年度とし、平成39年度(2027年度)を目標年度とする10か年の長期構想です。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来像を具体化する施策を定めたものです。計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10か年とします。

社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、中間年度に、今後5年間に取組むべき課題について検討を行い、計画の見直しを行います。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。3か年計画として別途策定し、ローリング方式により、本計画の進行管理を行います。

第2次甲州市総合計画の計画期間

西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
平成	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年
基本構想	10年間									
基本計画	前期5か年					後期5か年				
実施計画	3年間									
			3年間							
	3年計画を毎年策定									

6 計画の策定体制

(1) 市民の参加体制

無作為抽出による「市民意識調査」を実施し、市民の意向を計画に反映します。

(2) 審議会の設置

甲州市総合計画審議会条例に基づき、審議会を設置し、計画案について審議します。

(3) 庁内の策定体制

計画策定への職員の参画により、実効性をより高めるため、「総合計画策定委員会」及び「総合計画策定部会」を設置し、全庁体制のもとに計画を策定します。

審議会、策定委員会のスケジュール

	協議内容
第1回	策定方針、スケジュール、市民意識調査票等
第2回	現状分析、市民意識調査報告、基本構想骨子案等
第3回	基本構想案等
第4回	基本構想の決定、基本計画構成案、重点施策等
第5回	基本計画案
第6回	計画原案
第7回	パブリックコメントの報告、計画原案の決定

7 計画の策定

第2次総合計画の策定方針に基づき、現状分析の結果、市民の意向、職員の意向などを総合的に勘案し、「第2次甲州市総合計画（素案）」を作成し、各種策定組織等における検討結果などを踏まえ、内容の補修正作業を実施し、「第2次甲州市総合計画（原案）」として確定します。

第2次総合計画の構成イメージは以下のとおりです。また、構成等は市長の意向や今後の事務局協議、各種会議等を経て変更していきます。

計画の構成イメージ

第1部 序論	第1章 はじめに	第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の性格と役割 第3節 計画の点検・評価 第4節 計画の構成と期間 第5節 これまでの取り組み状況
	第2章 甲州市の地域特性	第1節 甲州市の概要 第2節 甲州市の特性
	第3章 甲州市を取り巻く状況	第1節 社会・経済動向 第2節 市民ニーズの状況
	第4章 甲州市の課題	第1節 まちづくりの主な課題
第2部 基本構想	第1章 まちづくりの基本方針	第1節 まちづくりの基本視点 第2節 まちづくりの将来像 第3節 将来像実現のための基本目標
	第2章 計画の基本フレーム	第1節 人口フレーム 第2節 土地利用の基本方針
	第3章 施策の大綱	
第3部 前期基本計画	第1章 重点施策	
	第2章 分野別計画	

8 総合計画策定スケジュール

年月	業務（事務局）	各種会議・議会等
平成28年 7月	・策定方針・体制、スケジュールの構築	
8月	・市民意識調査票の設計 ・第1回策定委員会・審議会資料の作成 ・基本計画構成案、体系の検討 ・施策調査シートの作成	
9月	・市民意識調査票の印刷・配布	・市長ヒアリング ・第1回策定委員会
10月	・施策調査シートの配布・回収 ・市民意識調査の回収・集計 ・施策調査シートヒアリング	・施策調査シート記入説明会
11月	・市民意識調査報告書作成	・第1回審議会
12月	・中間業務報告書の作成 ・基本構想骨子案の作成	
平成29年 1月		
2月		・第2回策定委員会 ・第2回審議会
3月	・基本構想案の作成	
4月	・基本計画構成案の作成	・第3回策定委員会 ・第3回審議会
5月	・基本計画案の作成	・第4回策定委員会 ・第4回審議会
6月		
7月		・第5回策定委員会 ・第5回審議会
8月		・第6回策定委員会 ・第6回審議会
9月		
10月	・パブリックコメント実施	
11月		・議会説明
12月		・第7回策定委員会 ・第7回審議会
平成30年 1月～	・編集・印刷	

9 庁内等の策定体制

(1) 庁内の策定体制

① 策定委員会

市長を委員長とし、市役所職員（庁議構成員）で組織する。

② 策定委員会部会

次の 5 部会で構成し、見直し内容の検討、計画実現の仕組みなどの検討を行う。構成は別表 1 のとおりとする。

（ア）行政システム部会

（イ）住民福祉部会

（ウ）産業振興部会

（エ）社会基盤部会

（オ）教育文化部会

③ 策定分科会

各部会に分科会を設置し、担当職員で組織する。

(2) 市民の参画体制

① 審議会

総合計画審議会を設置し、市長の諮問に対して、総合計画の見直し内容について調査審議してもらう。また、審議会にも専門部会を設置し、必要に応じて策定専門部会分科会との合同検討会等も開催する。

② 市民ニーズ調査

市民アンケート調査等を実施し、市民のニーズを調査する。

③ パブリックコメント

総合計画見直し過程において、随時ホームページや広報などで広く情報提供を行いながら、市民の意見・提言を聞き計画に反映させる。

別表 1

部 門	課 等 名
行政システム部会	☆政策秘書課長、◎☆総務課長、☆財務経営課長、管財課長、○☆税務課長、収納課長、☆会計管理者
住民福祉部会	○市民課長、環境政策課長、福祉課長、介護支援課長、子育て支援課長、健康増進課長、◎☆国保年金課長、☆勝沼支所長、☆大和支所長
産業振興部会	○観光交流課長、◎☆産業振興課長、☆ぶどうの丘事務局長
社会基盤部会	○農林土木課長、◎☆建設課長、都市整備課長、水道課長
教育文化部会	教育総務課長、○生涯学習課長、◎☆文化財課長、学校給食センター長

◎部会長 ○副部会長 ☆策定委員

甲州市総合計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条甲州市の総合計画を合理的かつ能率的に策定するため、甲州市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所管事項)

第2条委員会は、次の事項について調査し、審議する。

- (1)総合計画の基本方針、基本構想に関すること。
- (2)基本計画に関すること。
- (3)実施計画に関すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条委員会は、委員長、副委員長及び市長部局、行政委員会、公営企業等の課長職以上の職員の中から市長が任命した委員をもって組織する。

2 委員長は市長を、副委員長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が定める順番に従い、その職務を代理する。

(部会の設置)

第4条業務を円滑に行うため、委員会に次の部会を置く。

- (1)行政システム部会
- (2)住民福祉部会
- (3)産業振興部会
- (4)社会基盤部会
- (5)教育文化部会

2 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が委員の中から指名する。

3 部会に所属する委員は、委員長がその者の行政事務上における分掌事務を考慮して指名する。この場合において、特に必要と認めるときは、その者を2以上の部会へ所属させることができる。

(部会長等の職務)

第5条部会長は、委員長の命を受け部会の事務を掌理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会への出席)

第6条委員長が必要と認めるときは、その者を所属する部会以外の部会へ出席させることができる。

2 部会長は、部会の運営に当たり必要と認めるときは、その都度委員以外の当該事項に関係ある職員を当該部会に出席させることができる。

(分科会の設置)

第7条委員会は、各部会の運営にあたり分科会を設けることができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第8条委員会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(補則)

第9条この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。